

随意契約の結果

【平成30年9月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

| 工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等 | 契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地 | 契約を締結した日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 契約相手方の法人番号 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 随意契約によることとした理由 | 再就職役員数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|----------------------------|---|-----------|------------------------------|---------------|--------------|--------------|-------|---|--------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 30-千里竹見台団地南区域先工区ガス給湯暖房設備工事 | 契約担当役 西日本支社長 新居田 竜人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 | 平成30年9月5日 | 大阪瓦斯(株) 大阪府大阪市中央区平野町4-1-2 | 3120001077601 | 183,733,920円 | 179,280,000円 | 97.6% | 一般ガス導管事業者のガス供給区域は、ガス事業法に基づき経済産業大臣の許可が必要であり、各供給区域で1社の一般ガス導管事業者が許可されている状況である。 また、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業者が定めた供給内容を記載した託送供給約款において、供給区域におけるガス工事は当該一般ガス導管事業者が行うものとされている。 このことから、会計規定第51条第3項第1号に基づき、当該団地における一般ガス導管事業者である当該業者と随意契約を行ったものである。 | - | | | | - |